

パブリック・コメント

制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間

令和5年（2023年）
3月1日（水）から
3月30日（木）まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

すべての人の人権が尊重され、平和の下で、
誰もがありのままに自分らしく生きている
まちをめざして

宝塚市では、

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針 （改定案）

について、市民のみなさんからのご意見
を募集しています。



（お問合せ先）
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課
Tel 0797-77-9100 Fax 0797-77-2171

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)への意見募集について

1 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針とは

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づき、平成30年(2018年)3月に策定したもので、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応していくため、策定から5年後の中間時点で見直しを行うこととしています。

2 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針についての見直しの経過

市は、令和4年(2022年)7月に開催した宝塚市人権審議会において、基本方針見直しの諮問を行いました。これを受けて、宝塚市人権審議会では、2回の審議会と4回の小委員会を審議しました。

宝塚市人権審議会は、知識経験者3名、公共的団体等の代表12名、公募による市民4名、関係行政機関2名の計21名で構成されています。委員名簿は別添のとおりです。

3 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)のポイント

(1) 趣旨・目的・背景

市は、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、現方針の策定以降に制定、改定された国、県及び本市の法令、条例、関連計画との整合を図ることとしています。基本方針は、令和3年(2021年)から10年間の市民と市のまちづくりの方向性を定めた「第6次宝塚市総合計画」や各種分野別計画との整合を図りつつ、近年のインターネット上の人権侵害や、性暴力、ハラスメント被害、外国人などへのヘイトスピーチ、新型コロナウイルス感染症による様々な偏見・差別、社会情勢が生み出す孤立・孤独の問題など、複雑化かつ多様化している人権課題を反映しています。

(2) 考え方・論点

今回の改定については、第6次宝塚市総合計画を踏まえつつ、中間見直しであることから骨格となる第1章から第3章まで及び第5章については現方針を踏襲し、主に第4章「個別の人権問題に対する取組」について見直しを行っています。

また、市は、人権課題への取組の推進を図るため、新たな項目として、「課題」とその解決に向けた今後5年間の「具体的施策の方向性」及び「重点施策」を定めました。今後は、成果指標を設定し、進捗管理を行うこととしています。

4 意見募集の目的

市は第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)の趣旨や内容等について、広く公表し、基本方針(改定案)に市民の皆様からの意見を反映させるため、意見募集を行います。なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)に対する意見募集
- ② 宝塚市人権審議会 委員名簿
- ③ 別紙「意見提出用紙」
- ④ 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)の概要版
- ⑤ 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)

5 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)の公表方法について

パブリック・コメントの基本方針(改定案)の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

(1) 市ホームページ(<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

ア 総務部人権平和室人権男女共同参画課のページ

イ トップページから「宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)」で検索するか、または「検索用 ID:1049660」を入力し検索することもできます。



二次元コード

(2) 市の窓口

市役所人権男女共同参画課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、男女共同参画センター、各人権文化センター、フレミラ宝塚、国際・文化センター、教育総合センター、各公民館及び各図書館で公表しています。

6 意見の募集期間

令和5年(2023年)3月1日(水)から令和5年(2023年)3月30日(木)まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目(お名前、住所、電話番号等)すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所(全般もしくは特定部分)が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所人権男女共同参画課への提出・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和5年(2023年)3月30日(木)必着とします。

正確な聞き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665(住所記載不要)「宝塚市役所 総務部人権平和室人権男女共同参画課」

電話番号 0797-77-9100(直通)

ファクシミリ 0797-77-2171

電子メールアドレス m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

※人権男女共同参画課は、宝塚市東洋町1番1号宝塚市役所本庁舎3階です。

9 意見の公表について

お名前、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見(パブリック・コメント)については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所人権男女共同参画課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション・男女共同参画センター、各人権文化センター、フレミラ宝塚、国際・文化センター、教育総合センター、各公民館及び各図書館で配布します。なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

お名前、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。